

第2回 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員会 議事録（要旨）

日 時：令和5年（2023年）12月27日（水） 午後1時30分開会

出席者：委員14名 事務局4名 計18名

◎：委員長、○：職務代理者 敬称略

■出席委員

- ◎今清水 豊治 （社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会 会長）
- 本木 幸子 （飯山市ボランティア連絡協議会 副会長）
- 上松 美枝 （飯山赤十字病院 地域医療福祉連携課長）
- 荻原 悦子 （NPO 法人 ここから 代表（兼 飯山市精神障害者家族会））
- 北川 清吾 （飯山市身体障害者福祉協会 会長）
- 久保田 桂子 （飯山市民生児童委員協議会 会長）
- 鈴木 康弘 （飯山公共職業安定所（ハローワーク） 所長）
- 平澤 大介 （社会福祉法人 高水福祉会 常務理事）
- 三ツ野 幸美 （飯山市手をつなぐ育成会 会長）
- 水野 正彦 （公募委員）
- 宮川 友子 （飯山市保育園連盟 副会長）
- 宮崎 摂子 （北信圏域権利擁護センター 相談員）
- 宮下 直久 （長野県飯山養護学校 校長）
- 柳 正彦 （（株）フジすまいるファーム飯山
地域活動支援センターすまいる taro 施設長）

事務局

- 宮澤 俊昭 （民生部長）
- 大口 なおみ （保健福祉課長）
- 宮澤 麻由 （保健福祉課 障がい福祉係長）
- 寺島 達哉 （保健福祉課 障がい福祉係主査）

場所：飯山市役所4階 全員協議会室

1 開会

2 あいさつ

委員長： 皆さんこんにちは、年末も押し迫ってまいりまして大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今日は第2回の策定委員会ということでありますが、事前に事務局の方から皆さんへ資料をお送りしてあると思うわけですが、一応お目通しいただいたかなと思うわけですが、日頃感じておられるご意見等いただけたらよろしくお願ひしたいと思います。

3 協議事項

(1) 障がい者計画（素案）について

委員長： それでは早速協議事項に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは協議事項（1）の障がい者計画の素案について事務局からご説明をよろしくお願ひします。

事務局： 資料に沿って説明

委員長： ただいま事務局から説明をいただきましたが、委員さんの中でご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。事務局では、第1回委員会で、それぞれの委員さんからのご意見を参考として、新しく New というマークがついた項目も追加いただいているようですので、その辺も何かございましたらよろしくお願ひいたします。ご意見ございませんか。

委員 A： すみません8ページかな。その前に、前回の意見に対して、きちんと New という形で一つ一つ対応いただいたこと、資料で確認させていただきました。ありがとうございました。8ページ、障がいの理解の促進ですが、言葉ではわかりませんが、なかなか難しいところで、例えば、精神障がいと聞いた時に、すごく抵抗があり、「怖さ」と言っではいけないかもしれませんが、他の障がいの方との違いを感じてしまうことがあるように感じます。精神障がいの方たちと関わらせていただいたり、個人的に親しくなった時に、思っていたことと実際との違いを感じました。もちもん個性はありますが、いろいろな苦勞をされているだけに、すごく気持ちの綺麗な人たちだと、そんなことを感じました。今は、核家族化ではないですが、何でも細分化する社会になっているようで、障がいのある人は障がい者、年配者の人は高齢者、どんどん離れれば離れるほどその理解が難しいような気がします。

私、フジすまいるでお手伝いをさせてもらっておりますが、人権の方々が来られた時に、就勞されている飯山市内の3人ほどの方に、西武文理大学の学生さん

に対して自分の現状をお話ししていただいたことがありました。生徒さんにとっては新鮮で驚きがあったような印象を受けました。そのような体験者の意見を聞いていただける機会を設けることも良いかと感じました。以上です。

事務局： ありがとうございます。今の委員 A さんのお話で、フジすまいるさんと西武文理大学の関係が継続していることをお聞きしましたが、実際にどのように関わっているか、逆質問で申し訳ありませんが、うまく反映させるとすればどのような場が持てるか等、教えていただければ後でもいいのでお願いします。

委員 A： 私が受けた印象では、学生さんたちにとって飯山の自然は癒しのようで、自分自身を出し、余計な鎧を少し脱ぐことができたようです。我々からすると当たり前のことが都会の若者には特別で、畑仕事の手伝いで自然の土に触れることがすごく新鮮だったようです。ご自身の体験をお話しいただいたおひとりの方は、大学に進学され、海外の大学院まで出られた方ですが、その後、複雑な社会に適応できずにいたようです。今の複雑多様な社会では、やはり感性が鋭い人ほど、適応できないような気がします。紆余曲折があった気持ちや体験をご本人の言葉で若い方々に伝えた時に、それまで持っていた精神障がいというイメージと、実際の相違に驚き、より近くに感じていただけたように受けました。また、幼い頃の障がいでお話ができない方は、筆談でおこないました。ご自分で書いた原稿を隣の方に読んでいただきましたが、いろいろなことを抱えていらっしゃることに学生さんたちは驚かれた様子でした。以上です。

事務局： ありがとうございます。フジすまいるさんでは、特に農業を通じての事業ということもあるので、いろいろな形でのサービスや事業所があることも含めて、何らかの形で市民の皆さんに情報共有いただけるよう追加できればと今思いました。ありがとうございます。

委員長： 今、委員 A さんから貴重なご意見を発表いただきましたが、他に皆さんで何かありましたらお願いします。

委員 B： 2 番の地域生活の充実の中で、私、障がい者のグループホームを運営しておりますが、3 年前もグループホームの充実が計画されていたかと思います。「ここから」では現在 5 棟のグループホームがありますが、増設は難しい状況です。高水福祉会さんのグループホームは、中野や飯山の方でも少なくなっている現実があります。中野市さんは、これから 3 棟ほど増設されるそうですが、飯山の場合、現実的にいろいろな経費がかかることもあり、他の事業所さんが運営していただければ増える可能性はありますが、3 年前の計画より多くなっていないのが現実

です。

また障がいの方のグループホームを運営していく中では、経費の問題があります。特に豪雪地では、雪のないところと比べ経費が多くかかります。それから、障がいの方たちの収入に関する問題もあり、少しでも収入を増やしていかないと、グループホームの運営でも経費が値上がっていく中ですので、障がいの方の日常生活を支えていくことも大変だと感じております。その辺も課題に入れていただきたいと思います。

委員 C： 委員 A さんがおっしゃったように、障がい者の理解は大変難しいのが現状です。日常生活において障がい者にお会いする機会が、一般の方はほとんどないのが現状です。ですから、理解できないのも無理もないと思います。飯山市では各区で人権啓発の講座を開くことになっており、推進はしていますが、参加者は役員で、区民が参加することはほとんどなく、仕方がなく顔だけ出すかというような現状があります。県には、障がい別の啓発ビデオがあります。堅苦しい難しい内容ではありませんし、わかりやすいものですので、県に問い合わせいただき、啓発に利用いただければと思います。そのような少しの工夫で、障がいがあると生じることや必要な配慮も、少しずつでも、頭の中だけでも理解いただければいいのではと感じました。以上です。

委員長： 他にご意見ございましたら、はい、どうぞ。

委員 D： よろしく申し上げます。15 ページのライフステージに応じたサービス基盤の充実の部分について、お話をさせていただきたいと思います。現状と課題の部分はとても的確に捉え、しっかりと課題の部分も捉えていただいている印象を受けています。重点の二つ目で、インクルーシブ教育の推進について方向性として挙げていただいていること、本当にありがたいと思います。今までのお話の中で障がいのある方の理解についてあげられましたが、学校教育の場においても、小さい頃から多様性を包み込む教育を大事にしていく必要があるように思います。具体的に言うと、飯山市でも策定されていると思いますが、副学籍制度というものが、これは特別支援学校に在籍しているお子さんが、それぞれの居住地の地元の学校にも、副次的な学籍を持って交流を行うものです。ただの交流だけではなく、例えば、地元の小中学校の入学式や卒業式、それぞれの学年の行事等に、特別支援学校に在籍しているお子さんが参加することで、障がいのあるお子さんたちも一緒に生活をしていく、そういう機会をさらに充実させていただくことで、多分、これは教育委員会の部分で取り組んでいただいていると思います。

副学籍制度は県内の市町村でも導入されてきていますが、所々で聞かれる課題として、副学籍校へ行く際必ず必要になる保護者の付き添いがあげられます。

もちろん、学校の職員、特別支援学校の職員も、居住地へ出向くこともできますが、引率は基本的に保護者が一緒に行くことになっており、その部分を福祉的なサービスで補えないかとの声が実際保護者からあります。そのような要望も含め、サービス基盤の充実についてご検討いただければありがたいと感じております。課題のところで、障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、できるだけ同じ場で過ごすことが、今後大事になると思っております。細かな部分ではありますが、ぜひとも教育委員会とも連携し、取り組んでいただけるとありがたいと思っている次第でございます。以上です。

委員長： ありがとうございます。事務局で何かご意見ございましたらお願いします。

事務局： ありがとうございます。副学籍制度については、飯山市でも教育部で3年ぐらい前から立ち上げて制度としては実施させていただいています。実際に飯山養護学校さんとの副学籍を持っているお子さんがどのくらいいらっしゃるかは、申し訳ありませんが把握できておりませんが、今、校長先生の保護者付き添いという部分について、何らかのサービスで補えるものかどうかは、事業所さんや制度上の課題ということで、ここで共有させていただくとともに、教育部とも調整を図れるかどうか検討していきたいと思えます。ちなみに他市町村では、保護者付き添いがなくてもいい自治体や、付添いが不要になる可能性についてなにかご存じでしょうか。

委員 D： 今のようなお話は県内の特別支援学校、知的障がい校が主ですが、県に対する陳情というのがありまして、PTAの方から、県、主に教育委員会ですが、陳情する場があります。そこでも各校から出されている要望の一つで、共通している部分だと思えますが、それに向けて具体的な進捗は把握しかねています。ただ、先進的に取り組んでいる印象があるのは上伊那地域で、上伊那地域から副学籍を取り入れたという経緯があり、そこから広がったことは私達も把握しております。保護者の付添いについて具体的情報はありますが、まだ要望として上げている段階かと受け取りをしております。以上です。

委員長： 他にご意見ございますか。

委員 C： 12 ページ、災害時の支援体制の整備ですが、一時避難所は決まっています。これは前から課題になっておりますが、福祉避難所は実は決まっています。ですからこの辺りを考えていただきたいと思います。先ほどの特別支援学校の話ではありませんが、インクルーシブ教育について、私は大変乱暴な言い方をすると「絵に描いた餅」ではないかと感じております。実際そう謳っていますが、その

子に応じた教育や適した指導をしているのかと疑問です。それと同じように、福祉避難所も本当に障がいの適性に合わせた避難体制ができているのか、実際にできるのか非常に疑問に思っております。

委員長： 事務局をお願いします。

事務局： 12 ページ、一番下に少しだけ書かせていただいておりますが、福祉避難所について今、委員 C さんがおっしゃったように、「ここが福祉避難所です」と公表しているものは現時点ではないのが実態です。ただ、協定を結ばせていただいている施設はありまして、社協さんや、北信広域の老人ホーム「てるさと」さんは協定施設で、数年前から連携を図っております。それ以外にも個別避難計画を策定する中で、障がいのある方も、要介護、介護度の重い高齢者の方も、当然福祉避難所の対象になります。その人数等も考えた上で、高水福祉会さんやみゆき会さんにも協定のお願いをし、現在連携を進めているところです。ただ、対象者の避難所の振り分けや、実際の避難手段等の受け皿として、今、委員 C さんがおっしゃったように、様々な障がいのある方や特性のある方が、安心して過ごせる避難場所の運営については、やはり課題も多いと認識しておりますので、今後できるだけ早く方向性を定め公表していけるように、保健福祉課と危機管理防災課で連携し進めているところです。

併せて、この計画の中でも医療的ケアが必要な方への対応が非常に大きな課題になっております。災害時、例えば人工呼吸器等は、停電が致命傷であり、危機的状況になる方はお子さん、大人の方も含めていらっしゃいます。避難場所の状況では「命に関わる」問題が発生すると、私どもも突きつけられている事例があります。安心して過ごせる場所はどこか、医療機関、日赤さんや北信病院さんにも相談しておりますが、災害の種類や、お医者様の状況によって、現状ではここには書ききれないほどの課題があると感じております。今後医療機関さんともその辺り連携ができればと考えております。長くなりました。すみません。

（２） 障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について

委員長： それでは続いて協議事項（２）の障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の素案について、前回委員会でご審議いただきましたが、事務局から若干ご説明あるようですのでよろしくお願いします。

事務局： 前回資料からの数値等の修正予定部分のみ報告

委員長： 事務局から見直し中の点について説明いただきましたが、何かございましたら
お願いいたします。障がい者の方が、普段日頃から感じておられることがあっても、なかなか自己主張として自分の意見を堂々と発表することが叶わない場合があります。その点についてこのような委員会への出席者、私達が代弁者として声を上げる必要があると思いますので、全体を通してでも構いませんので意見があったらお願いします。

委員 A： 障がい者計画の 12 ページ、障がい者の方の行動範囲について、公共交通を含めた移動手段ですが、例えば当事業所へ来ている方々も仕事の時は送迎等があるのでいいですが、プライベートで自分自身で考え行動する場合、移動が負担になる方も多くいらっしゃるようです。公共交通の充実を図るとありますが、具体的にどのような内容なのかと感じました。それと、委員 C さんから福祉避難所の話がありましたが、場所もそうですが、避難対象となる方々の特性を理解できる方を配置する体制は絶対に不可欠だと思いました。何年か前に豊野で水害がありましたが、そういった近くに水害を体験された方がおられるので、ご意見を伺い参考にしてはどうでしょうか。障がいの有無にかかわらず、防災・災害ノウハウを研修できる機会があればと考えます。以上です。

委員長： 他にご意見ありましたら。委員 E さんどうぞ。

委員 E： 委員 A さんのおっしゃった移動手段のことで、私の息子は療育手帳 B2 を持っており、養護学校の先生には、車の運転免許を取るのは無理だろうと言われましたが、何とか取得させたいと自動車学校にお願いしたりして、通常の 3 倍のお金と時間はかかりましたが免許を取得することができました。ですから知的障がいがあるから運転免許は取得できないではなく、可能性があることをお伝えしたいと思います。おかげで息子は自分の行きたいところへ行くことができ親も非常に楽になっていますし、援助や支援があれば免許取得に挑戦したい方もいるのではないかと思います。また運動機能に障がいがある方でも、障がい者用の改造車両もありますので、免許が取れないことはないと思います。

事務局： ありがとうございます。確かに 12 ページでは公共交通、福祉サービスでの移動支援という視点が中心になっておりますが、自分でできることを獲得すること、免許の取得を阻害しないと表現すると変ですが、そのような視点も必要ではないかとのご意見でよろしいでしょうか。書き方については精査が必要ですが、そのような視点も可能であれば含めたいと思います。ありがとうございます。

委員長： 今、委員 E さんからご意見いただきましたが、障がい者の移動支援、公共交通

の充実について、公共交通が様々な障がい者の様態に応じ適応することには、難しい課題もあると思います。車の免許を取ることにご努力されるのであれば、支援する方法があれば一番いいと思います。ご指名して申し訳ありませんが、障がい者の就労支援で現在フジすまいるファームさんも頑張っておられますが、委員 F さんからご意見いただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員 F： 私どものハローワークでは、障がい者の方の社会参加・就職という面で支援させていただいております。障がい者の就職にあたりましては、「障がい者の雇用促進法」で、障がい者雇用率、民間企業、公共ともに一定数以上の障がい者を雇用する法律があり、就職促進を図っております。長野県内の雇用状況が、実はまだ新聞等での報道はされておりませんが、昨日公表され、民間企業では 2.3% が法定雇用率ですが、長野県の状況は 2.42% と過去最高を記録し、障がい者雇用は確実に進んでおります。障がい者雇用率を達成している企業割合は、長野県全体では 6 割程ですが、こちらの地区、飯山市だけでなく中野市等も入っての数字ですが、7 割程の企業が達成しており、高い割合です。ただ、この法律は改正されて、障がい者雇用率が来年の 4 月からまた上がりますので、不足する企業も出てくることになります。

また障がい者雇用に当たって、最近国でも問題視しているいわゆる「障がい者雇用ビジネス」というものが、全国的に出てきております。長野県や飯山地区では今のところ実態は確認されていませんが、本業とは無関係の農園等で雇用し、農業作業に従事させ、障がい者の雇用率だけを達成させる企業があり、全国的に問題になっております。今年の 1 月か 2 月頃でしたか信濃毎日新聞にも掲載されましたので、ご覧になっている方もおられると思いますが、国としては、障がい者の方々の能力や、障がい者が活躍できる場ではなく、ただ単に作業だけさせて法定雇用率を満たすための雇用とのことで、その辺を問題視しております。今後、そのような企業が長野県や飯山地区へ進出しているかについては注視する必要がありますと考えております。以上です。

委員長： ありがとうございます。委員 F さんからご発表いただきましたが、障がい者の雇用ということで、障がい者が地域の中に出て行き、企業等にご理解をいただきながら社会参加することが一番大切だと思います。地域の企業の皆さんにもご理解いただければ大変ありがたいと考えます。信毎等でも障がい者雇用ビジネスという記事が載っていましたが、昨今、障がい者雇用ビジネスや貧困ビジネスという、社会の裏をビジネスに利用する方もおられます。障がい者の方も様々な職種に就かれ、社会参加することが一番いいことでありますので、企業の皆さんにもご理解いただければと思います。他に何かご意見ございましたらお願いします。

委員 B： 先ほどの就労についてですが、障がい者の方が B 型事業所に通う時、市の就労支援で通勤補助がありますが、それは市外の B 型事業所なり A 型事業所に行く時に半額を補助していただいております。大変助かっておりますが、飯山市内は対象外ですが、端から端まで広域ですので、バス代もかさみます。工賃がバス代に消えてしまう現状があり、バス代を稼ぐために通っているような状況で、本来の就労ではないような感じを受けます。先ほども言いましたが、年金には限りがありますので、収入を上げることを考慮していただかないと、日常生活が厳しい現状だと思います。昨今は支援金など一時的な補助がありますが、根本的な改善はありませんので、障がい者の方が希望を持てるような計画にしていきたいと思っております。

委員長： 委員 B から出ました就労支援の A 型 B 型それぞれ通っておられる方もおられると思いますが、バス代補助等経費的なことについて、市で何かお考えありましたらどうぞ。

事務局： ご意見として承りますが、今すぐここでは申し上げられない実態があります。今後いろいろな形でご意見をいただきたいと考えております。

委員長： 他にご意見ございませんか。

委員 G： 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の素案について、11 ページ下から 12 ページにかけてですが、この強度行動障害を有する者への支援体制の整備で、国の指針では令和 8 年度までに各圏域内のニーズを把握して連携体制を構築することについて、今後の取り組みにおいても自立支援協議会の場を活用しながら、ニーズを把握し地域の関係機関と連携を図っていくことをぜひお願いしたいと考えております。理由といたしましては、現在、強度行動障害の状態の方々が、特にご家庭で非常に困っていらっしゃるという声が上がっておりまして、家庭生活の継続が困難である方々がおられ、高水福祉会でも、同様の声が上がっております。高水福祉会といたしましても、のぞみの郷高社の敷地内に、そのような強度行動障害の方々をお受けできる環境作りを来年度かけて取り組んでいきたいと思っておりますが、一法人の取り組みとしては、難しいところもありますので、是非、この支援ニーズで、自立支援協議会で共有しながら連携体制の構築、もしかしたら幼少期からの支援の積み上げであったり、関係機関との連携も関連するかと思います。是非、お力添えとご協力いただければありがたいと思ひまして、ご意見させていただきました。以上です。よろしくお願いします。

委員長： ありがとうございます。障がい者の立場から委員 H さん何かご意見ございますか。

委員 H： 的を得ているかわかりませんが、知的障がい者の皆さんが就労している場所として、私の知っている範囲内で、例えば、フジすまいるさんや、ふっくらさん、それから福祉企業センターさんなどがあると伺っていますが、何年か前に聞いた話ですので現状の確認はしておりませんが、1 日働いて、数百円程度の工賃というケースもあるということでした。障がい者の就労事業所は利益追求が目的ではないと思いますが、こういった工賃で今就労している皆さんは張り合いがあるのか、実際どう感じておられるのかと考えました。

それと、私も身体障がい者の一員ですが、障がい者の中には、寝たきりの方もいますし、車椅子でなければ動けない方もいますので、なかなか就労できない場合もあると思います。我々のように歳を取ると年金で何とか生活できますが、就労を希望されている方の中で、就労できないっていう方が年間どの程度いらっしゃるのか、また、年ごとの推移もわかりましたら教えていただきたいと思います。以上です。

委員長： 事務局の方では就労希望者数などは把握していますか。

事務局： 今のお話で、個別に障がいサービスの中で、就労に向かっている方の実数はわかりますが、希望している方が何人いらっしゃるかについては、把握のしようがないのが実情だと考えております。何名、実際就労に繋がったかと言いますと、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の資料 13 ページ、福祉施設利用から一般就労への移行で、過去の実績と今後の見込みで、就労移行支援から一般就労に移行した方が、令和 3～4 年度で計 6 名、A 型から一般就労した方はいらっしゃらないとか B 型からは各年 1 名ずつといったような数字は市としても把握はできておりますが、あくまでもサービス利用の中で移行したもので、把握できた方の数にとどまります。障がいをお持ちの方でもすんなり一般就労に繋がっていらっしゃる方もおりますので、これが全てではありません。実際には A 型、あるいは B 型から一般就労に繋がっていくのは、かなり数としては多くないというのがこの実績からは読み取れるかと思えます。

また、工賃としてお支払いする金額について、私どもが申し上げるのが適切かどうかかわかりませんが、福祉事業所の A 型、B 型あるいは福祉企業センターも含めてですが、利益追求ではないとの点については、委員 H さんがおっしゃった通りだと思います。事業に携わる職員さんの人件費や、送迎等に関しても企業とすれば経費もかかりますので、国や市町村のお金を入れながら、工賃をいかにお支払いするかは制度になっており、金額的には非常に少ない例もあることは、私

どもも承知はしております。委員 B さんもおっしゃったように、就労しても収入が上がっていく形に繋がることはなかなか難しい現実があり、その一つの例として受け止めさせていただきたいと思います。例えば委員 A さんや委員 G さん、就労に携わっていらっしゃる当事者の感覚的なものでお話いただけるとありがたいと思っております。すみません以上です。

委員長： 委員 A さん教えていただきたいと思いますが、お願いします。

委員 A： 具体的な数字を挙げた方がいいですか。養護学校から高等部を出られて、うちに来られた方が 4 人、その他の方もいらっしゃいますが、今最低賃金は 948 円です。勤務時間は今であれば 6.5 時間、ざっくり言いますと手取りで 9 万円、10 万円いく方もおられるかもしれませんが、こちらが就労継続支援 A 型事業所です。就労継続支援 B 型事業所と比べると、A 型は收入的に高いという意味で「全然違う」という声は聞いております。その他に地域活動支援センターでは、1 週間で 5 日働くのは難しい方、週 3 日、半日だけや週 2 日、体調が悪いときは休ませてください等、そのような方々がいらっしゃいますが、50 時間以内であれば時給 200 円、そこから 10 時間ずつ上がるにつれて時給が 100 円ずつ上がるという仕組みを取らせていただいております。少ない方で 1 万円を少し切るかと、200 円の 50 時間でも 1 万ですから。大体の方が 1 万 5000 円とか 3 万円で、お 1 人は月 10 万円を超えて週 4 日 5 日働かれておりますが、社会保険には加入できないので、保険料が引かれませんか 10 万円超えられた方もいらっしゃいました。その方はその後、利用者という形で、今では社会保険にも入られ働き続けております。

お金の満足度は難しいところがあります。理由としては、精神の障がいを持っておられる方は、かなり力があり、社会経験もあります。ざっくりばらんに言いますと、なぜ俺たちはあの人たちと同じ給料なのかと、俺たちの方が車もトラクターも運転できる、なのになぜ同じ 948 円なのかと。俺たちは具合悪くなり休んだ分収入が減るが、あの人たちは元気はつらつと毎日きている。そこのギクシャクが A 型の制度上生じてしまうのが現状で、どうしても納得できないのならば、他の一般就労先の障がい者枠などへ移ってもらうしかない、このことについては今後もずっと課題だろうと思っております。以上です。

委員長： ありがとうございます。委員 A から実体験に基づくご意見いただき大変参考になりました。ありがとうございます。就労の B 型で本当に工賃が安くてと、私も聞いております。そのことも当然大事ですが、障がい者の方が就労に参加することに大きな意義があると思いますので、そういうことも大切にしていけたらと思います。委員 I さん毎回指名して申し訳ありませんが、ご意見ございませんか。

委員 1： 障がい当事者の私の経験したお話ということで、一つよろしく願いいたします。一つは、就労ですが、私は運良く入院中に「戻っておいで待ってるから」と言われ今の会社に戻れました。病院で他の方を見ていると、元の仕事には戻れないと自分で判断される方もいて、そのような中で、病院で就職先を斡旋と言えいいんですか？その方がお願いして斡旋された就職先は 2 件でした。それを見た時にかわいそうだと正直思いました。もう少し選択肢があればいいと思いますが、ハローワークのホームページを見てもなかなか探しづらいですね。その方は 40 代で、ネット検索もされておりますが、病院にそれ以上対応してくださいとお願いするのも難しいです。そのような現実を感じました。

またインクルーシブ教育ですが、私的には飯山市ではインクルーシブについては良い教育ができていると、昔は思いました。10 年ぐらい前ですが、保育園から小学校までを見る機会ありました。その時、多分小児麻痺かと思いますが、その子が保育園・小学校に通っていましたが、その子の顔を見たり、周りの友達の顔を見るとすごくニコニコしていて、すごいことだと思いました。そういう教育がすでにできている環境にあるわけですが、中学に行くとそういった部分が厳しいように感じました。小学校中学校の多感な時に、分けられてしまうのは、もったいないという感じを持ちました。以上です。

委員長： ありがとうございます。他に委員さんの方から何かご意見ございましたら、よろしいでしょうか。それでは、協議事項(3)その他へ移りたいと思いますが、次回の日程について事務局からありましたらお願いします。

4 閉会